

平成30年度第7回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 堺市社会福祉審議会規程第6条第1項の規定に基づき、書面回議により審査
- 会場 : 同上
- 出席委員 : 部会長 (堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長) 宮前 安紀子
 委員 (社会福祉法人 堺市社会福祉事業団事務局長) 上田 英輔
 委員 (武庫川女子大学文学部教育学科准教授) 鶴 宏史
 委員 (プール学院大学短期大学部幼児教育保育学科 准教授) 辻 富士子
 委員 (大阪大谷大学教育学部教授) 長瀬 美子
 委員 (税理士) 森島 憲治
- 事務局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 案件名 : 既存の保育所及び既存の幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に係る認可(2者)

発言者	内 容
事務局	<p>申請書類の内容を説明。</p> <p>(1) 施設の概要について</p> <p>(2) 事業者の財務状況について</p> <p>(3) 職員配置について</p> <p>(4) 全体的な計画(教育・保育課程)について</p>
委員	<p>審議の結果、当該案件について、認可にあたって差支えないことを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。</p> <p>○保育所からの移行園について</p> <p>(1) 0、1歳児室と一時預かり室が一部屋を仕切ることにより区分されていることから、感染症等、衛生面への配慮を行うこと。</p> <p>○幼稚園からの移行園について</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、長時間保育を行ううえでの配慮を行うこと。</p> <p>(2) 不審者等への備えを行うこと。</p> <p>堺市社会福祉審議会規程(抜粋)</p> <p>(部会の会議の特例)</p> <p>第6条 部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。</p>